

4. 2022年度春学期特別対応について

4-1. 新型コロナウイルス感染症に関連した受験上の注意

2022年度春学期末試験実施にあたり、新型コロナウイルス感染症の予防対策として、以下の措置を講じる。筆記試験の受験を予定している学生は必ず確認すること。

1. 感染予防対策について

- ・ 試験場内にアルコール消毒液を設置。
- ・ 試験場内の窓やドアを適宜開け、換気を実施。
- ・ 試験場内の教卓に飛沫防止パーティションを設置し、指示・伝達を実施。

2. 受験にあたっての注意事項

- ・ マスクを必ず着用すること。
- ・ 手洗い、うがいを徹底し、必要に応じて手指の消毒等を行うこと。
- ・ 咳エチケットを徹底すること。
- ・ 本学の [「新型コロナウイルス感染症に係るキャンパスへの入構可否方針」](#) を遵守すること。
- ・ 試験受験の際は、必ず受験日時・試験場（教室）番号・おおよその着席位置（座席番号ラベルが机の上に貼付されている試験場では、当該番号）を各自記録し、記録は以後3週間保管すること。
※上記記録は、後日、自身が感染した場合や、周辺に感染者がいたことが判明した場合などに、接触履歴を確認する際に使用する。必ず記録すること。
- ・ 入構時の検温・検問が混雑する場合がある。検温等の検問時の対応に時間を要した場合も、遅刻者扱い上、特別な対応は行わない。時間に余裕をもって試験場に向かうこと。

3. 基礎疾患等により筆記試験受験に関する配慮を要する場合について

2022年度春学期に限り、基礎疾患等により対面授業の受講に関する配慮が認められた学生は受験上の配慮の希望（別室）を申請することができる。

詳細は別掲示 [期末試験受験上の配慮について](#) を確認すること。

4-2. 新型コロナウイルス感染症に関連した追試験受験申請

* 2022年7月20日更新箇所

入構制限を受けた事由に対する必要書類は次の(表A)で確認すること。

※添付された証明書類の記載内容について、大学から医療機関等に確認する場合がある。

※追試験受験申請書に記入された情報や証明書類において虚偽の記載・偽造等といった不正な行為が判明した場合は、追試験受験を認めない。

(表A)

| 学生の状況 | | 試験欠席事由番号 | 添付すべき証明書類 |
|--|---------|--|-----------|
| 1. 感染した場合 | | (2)-1 | 証明書類1 |
| 2. 感染の恐れがある場合 | 学生本人 | ①濃厚接触者と特定された | 証明書類2-① |
| | | ②発熱等の風邪症状や味覚・嗅覚異常がある | 証明書類2-② |
| | | ③キャンパス入構時に37.5℃以上の発熱がある | 証明書類2-③ |
| | | ④モニタリング検査や民間PCR検査センター等の検査で「陽性疑い」等の判定となった | 証明書類2-④ |
| | | ⑤新型コロナウイルス接触確認アプリから陽性者と接触した旨の通知があり、保健所から自宅待機等の指示があった | 証明書類2-⑤ |
| | | ⑥新型コロナワクチン接種の副反応による発熱がある | 証明書類2-⑥ |
| | 家族等の同居者 | ⑦感染した | 証明書類2-⑦ |
| | | ⑧濃厚接触者と特定され、保健所や医療機関から学生本人に対しても自宅待機等の指示があった | 証明書類2-⑧ |
| 3. 海外からの入国・帰国 (日本政府が定める待機期間中) ※日本政府が定める指定国・地域、ワクチン接種回数、種類によって待機場所や期間が異なります(詳細は こちら) | | (2)-10 | 証明書類3 |

★追試験受験申請手続き(申請方法、申請期間等)については、**2. 追試験受験について** 掲示を必ず確認すること。

添付すべき証明書類

「入構可」となる条件については、[「新型コロナウイルス感染症についての入構の可否」](#)の最新版を確認すること。

発熱(37.5℃以上)による入構制限については、「新型コロナウイルス感染症に係るキャンパスへの入構可否方針」の

「2-②発熱等の風邪症状や味覚・嗅覚異常がある」または「3.ワクチン接種後に発熱し、37.5℃以上である」を参照し、

それぞれの「入構可となる条件」を確認すること。この2つ以外の事由にも該当した場合は、当該事由に基づいて「入構可となる条件」が定まる。

証明書類1

- ・保健所など公的機関の発行する罹患期間と登校可能日が記載された書類（就労制限通知書、就労制限解除通知書、宿泊・自宅療養証明書等）

*ただし、本学の定めるフローに従いBlackboard内のフォーム [「新型コロナウイルス感染症報告フォーム（陽性・濃厚接触者）」](#)

により本学保健室へ連絡手続きを行っている場合は、添付不要とする。なお、この場合であっても、上記フォームによる連絡手続きに加え、本学保健室からの指示に従って、保健所など公的機関の発行する罹患期間と登校可能日が記載された書類をもって、治癒した旨の報告を必ず行うこと。この報告がなされない場合は、正式な受理とはしないので十分注意すること。

証明書類2-①

- ・[「追試験受験申請書添付書類（新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者と特定された場合）」](#)

*ただし、本学の定めるフローに従いBlackboard内のフォーム [「新型コロナウイルス感染症報告フォーム（陽性・濃厚接触者）」](#)

により本学保健室へ連絡手続きを行っている場合は、添付不要とする。

この場合は原則として陽性者と最後に接触した日の翌日を1日目として、7日目まで大学構内に入構できない。

本人のPCR検査結果が陰性で、かつ保健所からの自宅待機期間に関する指示があった場合は、その期間を申告すること。

*なお、濃厚接触者の特定については、上記[「新型コロナウイルス感染症についての入構の可否」](#)の最新版を確認すること。

証明書類2-②

- ・医療機関の発行する診断書

提出された診断書に記載されている内容が、本学の定める入構可否方針に即しているかどうかについては、必要に応じ診療所長に確認する。診療所長により「新型コロナウイルス感染症の感染の恐れがある」症状に該当しないと判断された場合は、「一時的な疾病」として取り扱う。追試験受験申請における「一時的な疾病」の取扱いについては、必ず履修要項にて確認すること。

受診した医療機関によって診断書が発行されない場合は、医療機関を受診した際の「領収書」の写しを提出すること。

※本学検問所での検温の結果、37.5℃以上の発熱が認められ入構制限を受けた場合、当該検温結果によって

「発熱等の風邪症状」の発症を証明することができる。その場合、上記「医療機関の発行する診断書」を

「キャンパス入構不許可証明書」で代替できるものとする（下記ア～ウにおける「a」に該当）。

なお、提出する具体的な「医療機関の発行する診断書」は次の表のとおりとなる。

入構可否方針における「入構可となる条件」の種別によって必要な診断書の種類が異なるので注意すること。

(提出する診断書)

以下のア～ウについて、「提出する診断書」の「a」に記された診断日を発症（入構制限）の起算日とする。

| | 入構可となる条件 | 提出する診断書 |
|---|--|--|
| ア | <症状発症後3日以内の場合> 症状が3日以内に解消し、各種薬剤の内服のない状態で症状が消失してから48時間以上その状態が継続したことが確認できた場合。 | a. 症状が発症していることを証明する診断書 |
| イ | <症状発症後3日以内の場合> 医師の診断により、新型コロナウイルスへの感染に起因する症状ではないことが確認された場合。 | a. 症状が発症していることを証明する診断書 b. 新型コロナウイルスへの感染に起因する症状でないことが記載された診断書 ※初診時の診断結果に基づき、「a」に新型コロナウイルスへの感染に起因する症状でないことが記載されている場合、「a」と「b」は同一の診断書でも差し支えない。 |
| ウ | <症状が4日以上続く場合> 症状が4日以上続く場合は、かかりつけ医や最寄りの医療機関（最寄りの受診・相談センター等に相談し、紹介を受けてよい）を受診すること。 医師の診断により、新型コロナウイルスへの感染に起因する症状ではないことが確認された場合。 | a. 症状が発症していることを証明する診断書 b. 新型コロナウイルスへの感染に起因する症状でないことが記載された診断書（上記「a」の診断日から4日目以降の診断を証明するもの） ※上記「a」と「b」は必ずそれぞれ異なる診断日の記載を必須とする。診断書自体は「a」「b」それぞれであっても一枚にまとめられていても可とする。 |

・「健康観察記録」

上記の診断書（またはこれに代わる書類）の発行を受け、「入構可※」となるまでの期間の健康状況を記入し、あわせて添付すること。

証明書類2-③

・「キャンパス入構不許可証明書」

筆記試験当日に、本学検問所での検温の結果、37.5℃以上の発熱が認められ入構制限を受けた場合は、検問所で配付される教務部発行の「キャンパス入構不許可証明書」を添付すること。

※「キャンパス入構不許可証明書」は、発行日の試験欠席事由を証明することしかできない。

発行日の翌日以降も発熱によって入構制限を受ける状態が継続した場合、試験欠席事由は「(表A) 2. の②」または「(表A) 2. の⑥」に該当する。添付すべき証明書類については各自の状況に応じて「証明書類2-②」または「証明書類2-⑥」を参照のうえ、必要な証明書類を提出すること。

・「健康観察記録」

上記「キャンパス入構不許可証明書」の発行を受け、「入構可※」となるまでの期間の健康状況を記入し、あわせて添付すること。

証明書類2-④

・検査（判定）結果通知、またはこれに類するもの

検査から結果判明までに日数を要し、この期間が結果通知に示されない場合は、「健康観察記録」を作成し、あわせて添付すること。

証明書類 2-⑤

- ・感染者との接触通知画面（スクリーンショット）
- ・「[追試験受験申請書添付書類（COCOA等の新型コロナウイルス接触確認アプリで陽性者との接触が確認された場合）](#)」

証明書類 2-⑥

- ・ワクチン接種証明書またはこれに類する書類の写し

症状に応じ、いずれかの書類を上記書類とともに提出すること。

- ・「[健康観察記録](#)」 : 37.5℃以上の発熱がある場合

「入構可※」となるまでの期間の健康状況を記入し、あわせて添付すること。

- ・医療機関が発行する診断書 : 咳や咽頭痛、味覚・嗅覚の異常、息切れ等がある場合

なお、受診した医療機関によって診断書が発行されない場合、あるいは発行された診断書へ記載された罹患期間に試験日が含まれない場合は、医療機関を受診した際の「領収書」の写しおよび「[健康観察記録](#)」を提出すること。

*ワクチン接種日と試験日の重複だけでは、追試験受験申請の対象となる試験欠席事由とはならない。

証明書類 2-⑦

「**濃厚接触者と特定**」される可能性が高いことから、証明書類 2-①と同様とする。

ただし、濃厚接触者と特定されない場合は、教務窓口にお問い合わせのこと。

証明書類 2-⑧

・「[追試験受験申請書添付書類（家族等同居者が濃厚接触者と特定され、保健所や医療機関から本人〔申請者〕に対しても自宅待機等の指示があった場合）](#)」

- ・保健所等から送付される健康観察期間案内等の書類（写し）

証明書類 3

- ・パスポートの署名欄および入国時の検印の写し
- ・入国時の検印が省略される場合は、入国にかかる航空便を使用したことが確認できる航空券の半券（現物）またはこれに代わるもの（スクリーンショット等）。

※日本政府が定める待機場所や期間のうち、自身の待機期間を確認できる書類をあわせて添付すること。

★追試験受験申請手続き（申請方法、申請期間等）については、**2. 追試験受験について** 掲示を必ず確認すること。

4-3. 追試験における特別対応（追試験特例受験）について

次の（表B）に挙げた各項目を追試験の受験申請資格である試験欠席事由として認めることとする。なお、これらの事由により追試験の申請を行なった場合も、審査の上で許可された場合のみ受験することが可能となる。

（表B）

| 学生または同居する家族の状況 | 試験欠席事由番号 | 添付すべき証明書類 |
|---|----------|------------------------|
| ①学生本人に基礎疾患や既往症※がある。 | 特例1 | 追試験特例受験申請書 （下記2を参照） |
| ②同居する家族が高齢である。 | 特例2 | 追試験特例受験申請書 （下記2を参照） |
| ③同居する家族に基礎疾患や既往症※がある。 | 特例3 | 追試験特例受験申請書 （下記2を参照） |
| ④学生本人または同居する家族にその他の健康上の不安がある等、2022年7月実施の筆記試験を受験することが相当でない理由がある。 | 特例4 | 追試験特例受験申請書 （下記2を参照） |

※基礎疾患、既往症：糖尿病、心血管疾患、慢性の肺疾患、慢性腎臓病等

＜上記事由による申請上の注意点＞

- 上記事由による申請であっても、申請手続き（申請方法、申請期間等）は通常の追試験申請と同様である。
同一の事由による申請を複数回にわたって行う場合、下記「2」における証明書類は2回目での申請では不要とする。
- 追試験受験申請書に添付する証明書類は、次のものとする。

・2022年度春学期 追試験特例受験申請書

必要事項を記入して、**追試験受験申請書および履修登録状況画面のコピー**とともに提出すること。

※上記事由のうち、一部の事由（学生本人）において医療機関の発行する診断書を用意できる場合は添付すること。

詳細は「追試験特例受験申請書」を参照すること。

追試験受験申請手続き（申請方法、申請期間等）については、**2. 追試験について** 掲示を必ず確認すること。

3. 上記事由での申請に限り、申請にかかる書類の提出において、教務窓口での提出に加え、郵送での提出を認める。

郵送での提出方法・提出先は次のとおりである。

※郵送での提出にあたっては、履修登録状況画面のコピーにおいて、追試験受験を申請する科目へ必ずマーカーすること。

※郵送での提出にあたっては、記入上の不備や書類の不足などがないよう注意すること。提出締切日（消印有効）までに記入上の不備や書類の不足が解消されない場合、申請が受理されないことがある。

【提出方法】

郵送による提出（必ずレターパックプラスまたは簡易書留で提出すること）

＊提出締切日の消印有効

（複数の科目を同時に申請する場合、欠席した試験実施日によって各科目の提出締切日が異なる場合があるので注意すること）

【提出先】

〒171-8501

東京都豊島区西池袋3-34-1

立教大学池袋キャンパス教務事務センター試験担当（追試験係）行